

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和6年2月2日（金） 午前 8時55分から 午前11時27分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	<p>【出席者】 稲葉市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、紺清会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 星加産業振興課長、鍋島同課産業労働係長</p> <p>（担当課2） 大瀧資源リサイクル課長、木田同課主幹兼課長補佐、木内同課長補佐兼資源リサイクル係長</p> <p>（担当課3） 濱福祉部次長兼障害福祉課長、伊藤同課長補佐、比留間同課障害給付係長、佐々木同課同係主査、渡邊同課障害福祉係長</p> <p>（担当課4） 増田長寿はつらつ課長、坂田同課長補佐、長尾同課長補佐、荒井同課高齢者支援係長、泉同課介護保険係長、矢板橋同課介護認定係長</p> <p>（担当課5） 鈴木健康づくり課長、重田同課健康推進係長、田中同課同係主任、小笠原同課同係主任</p> <p>（担当課6） 河田保険年金課長、深谷同課主幹兼課長補佐、真中同課専門員兼国民健康保険係長、岡同課保健事業係長</p> <p>（担当課7） 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、田島同課長補佐、細田同課住宅政策係長、高麗同課同係主任 （事務局） 櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課政策企画係主任</p> <p>【欠席者】 なし</p>

<p>議題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業振興基本計画中間見直し（案） 2 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案） 3 第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（案） 4 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案） 5 あさか健康プラン2 1（第3次）（案） 6 第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案） 7 朝霞市空家等対策計画（案）
<p>会議資料</p>	<p>（議題1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】朝霞市産業振興基本計画中間見直し（案）の概要 ・【資料2】朝霞市産業振興基本計画中間見直し 新旧対照表 <p>（議題2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料3】第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の概要 ・【資料4】第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画【概要版】（最終案） ・【資料5】第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（最終案） <p>（議題3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料6】第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（案）について（概要） ・【資料7】第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（案） <p>（議題4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料8】「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」について（概要） ・【資料9】第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案） <p>（議題5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料10】あさか健康プラン2 1（第3次）（案）概要 ・【資料11】目標設定の考え方 ・【資料12】あさか健康プラン2 1（第3次）（案）具体的な目標及び指標一覧 ・【資料13】あさか健康プラン2 1（第3次）（案） <p>（議題6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料14】第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）の概要 ・【資料15】第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案） <p>（議題7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料16】朝霞市空家等対策計画策定の概要 ・【資料17】朝霞市空家等対策計画（案）

会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 産業振興基本計画中間見直し（案）

【説明】

（担当課 1：星加産業振興課長）

産業振興基本計画中間見直し（案）について説明する。

まず、計画策定の経緯についてだが、本計画は、朝霞市産業振興基本計画策定委員会において、平成29年度から2年間の審議を経て、平成31年3月に策定したもので、計画期間は10年である。

策定に当たっては、産業実態に係るアンケート調査や事業者ヒアリングを行い、内容を反映している。

次に、見直し案の概要だが、今年度、本計画が策定から5年目を迎えることから、中間見直しを行うものである。

中間見直しに当たっては、策定委員会において、新型コロナウイルスの感染拡大により、計画の進捗がほとんど図られなかったことから、計画をリセットし、改めて推進してはどうかとの意見があったことから、軽易なものに留めることとしている。

次に、見直しの内容だが、6章の「計画の目指すべき姿」に、新型コロナウイルスの流行、5類感染症への移行、物価高騰や人手不足等の近年の状況に対して、本市で実施した各種事業者支援策等の内容や、今後、物価と賃金の上昇局面において、コストの上昇分を販売価格に転嫁することが求められていることについてなど、現在の社会情勢を反映した表現を追加している。

また、第5次朝霞市総合計画との整合を図るため、SDGsの視点についても追加している。

これ以外の見直しとして、原油・原材料価格の高騰、DXの推進、官民連携、伴走型支援といった、現在の社会情勢を反映した語句等を追加・修正している。

最後に、見直しの過程については、今年度、産業振興基本計画推進委員会を3回開催し、見直し内容について審議したほか、商工会や商店会、農業関係団体から意見聴取を行い、さらに、本計画に関係の深い6課の課長に対し聞き取りを行っている。

説明は以上である。

【意見等】

（佐藤福祉部長）

資料1に「コロナの影響で計画をリセットし、改めて推進する」という記載があるが、このような言い方をしながら、修正を軽易なものとしていることに違和感がある。

（担当課 1：星加産業振興課長）

計画の進捗が図られなかったため、計画自体を大幅に見直すことなく、初めからこの計画を推進していくという趣旨で記載したものであるが、そのような趣旨を含めた説明に修正する。

（須田総務部長）

資料2の新旧対照表において、赤字となっている箇所しか修正しないのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

1章から4章までは、計画の前提となるデータ等についての内容であるため、今回は修正しないこととし、5章から7章までは、課題や施策についての内容であるため、実情に合った内容に改めることとしている。

軽易な見直しということで、新旧対照表における赤字の部分のみの修正である。

(須田総務部長)

計画の見直しに当たっては、数値による検証は行わず、推進委員会で決まった方針のとおりに進めているのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

推進委員会において、過去にアンケート調査や、事業者ヒアリングに基づいてデータを取っており、改めてデータを取る必要はないのではないかという意見があったため、1章から4章までは変更をせず、5章以降の内容を見直すこととしている。

(須田総務部長)

社会情勢や現状にあった字句に修正することは理解できる。

前期・後期に分かれる計画は、前期計画でどこまで進められたか、指標などにより客観的な振り返りを行い、後期計画の検討を行うのが一般的だと思うが、今回の見直しは、元から軽易なものにとどめる方針であったのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

今年度、1回目の推進委員会において、大規模な見直しを行うか、軽易な見直しを行うかが議論されたが、コロナの影響もあり、計画以外の事業者支援は行っていたものの、計画に基づいた事業を実施できなかった部分があったため、改めてこの計画を実施していく方向でよいのではないかとの意見があり、軽易な修正にとどめることとした。

(須田総務部長)

見直し後の計画は、印刷し、改めて配布するのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

全編を改めて刷り直すことはせず、修正内容をホームページで周知し、また、新旧対照表や見直しの要点等に係る資料を配布していきたいと考えている。

(須田総務部長)

ホームページには、修正内容が溶け込んだ計画全体も掲載するのか。

その場合には、どのような名称で掲載するのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

名称は決まっていないが、「改訂版」や「中間見直し後」などとして、ホームページには修正内容が溶け込んだものを掲載する。

(須田総務部長)

今回は軽易な見直しとなっているが、計画期間の10年目に向けた目標値はあるのか。また、10年経った後、次期計画は策定するのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

10年目に向けた目標値は設けている。
また、現行計画の後には、第2次の計画を策定する予定である。

(須田総務部長)

10年目には、その目標値に基づく検証は行うのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

行う予定である。

(太田議会事務局長)

資料2の8ページなどに「中間値」という数値が載っている。

今回の見直し後の数値は、今の実績値、当初の計画策定時の目標値、どちらが掲載されているのか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

今の実績値ではなく、当初の計画策定時に中間目標としていた数値を掲載している。

(太田議会事務局長)

実績値が分かるのであれば、それを載せる必要はないか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

計画の進捗が図られておらず、指標の対象となる取組がほとんどできていない中では評価することが難しいという議論になり、当初の目標に向けて5年間取り組むという趣旨で、そのまま計画策定時における中間目標値を掲載している。

(清水市民環境部長)

推進委員会では実施計画を立てており、実績値については、その実施計画の中で委員に示し、議論している。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

いつ頃に今回の見直しを行うこと、また、軽易な見直しとすることが決まったのか。

また、コロナの影響で施策の推進ができなかったというが、世界的には経済が伸びている中で、そのように言い切っても問題はないか。

(担当課 1 : 星加産業振興課長)

5年目に中間見直しを行うことは当初から予定されていたが、今回の見直しを軽易なものとするについては、推進委員会での審議の結果として、そのような結論に至ったものである。

施策の推進については、計画の推進が図れていないことが実情であり、このように表現しているが、計画に基づく事業とは別に、事業者への支援事業は行っているため、今後、そのような説明をしていきたいと考えている。

(稲葉市長公室長)

産業振興基本計画に基づいた事業は進んでいないが、その間、事業者に対する支援事業を中心に行ってきたということか。

(担当課 1：星加産業振興課長)

そのとおりである。

(稲葉市長公室長)

この計画を立てた時点で5年目に中間見直しを行うことは予定しており、今回、委員や各団体から意見を聴取した結果、全面的な見直しではなく、各指標はそのままに、施策概要や事業イメージを今の時代に合わせる軽易な見直しを行うことにしたという認識でよいか。

(担当課 1：星加産業振興課長)

そのとおりである。

(益田上下水道部長)

資料2に、「市民のライフスタイルに応じた商業環境づくり」という記載があるが、どのようなことを意味しているのか。

(担当課 1：星加産業振興課長)

本市の場合、市民が買い物の際に市外の商業施設に流出してしまう傾向が強いことから、例えば、休日は車で市外に買い物に出かける人でも、通勤帰りには市内で買い物ができるような環境を整えるなど、ライフスタイルに近づけていけないかという趣旨である。

(益田上下水道部長)

見直し前は、年齢等に応じたニーズを踏まえ、環境を整えると捉えられるが、見直し後は、キャッシュレス決済の環境整備が前面に出ており、語句の付け足しにより趣旨が大きく変わっている印象を受ける。

(担当課 1：星加産業振興課長)

商工会や商店会等から意見を聴取した結果、現在の流れとして、キャッシュレス決済に係る表現の追加の要望があったため、追加した経緯がある。

特に、SNSを活用した情報発信については、ここ5年間で新たに取り入れ、今後も力を入れていきたいと考えているため、このような表現で進めたい。

(麦田こども・健康部長)

資料1の「1 計画策定の経緯」について、経緯というのであれば、平成31年に計画を策定し、計画期間が10年であり、中間の5年目を迎えるため見直しを行う、という順番で記載した方が分かりやすいのではないかと。

また、「2 見直し(案)の概要」という見出しについて、ここだけ「(案)」と入っているため、他の見出しと統一してもらいたい。

(担当課 1：星加産業振興課長)

指摘のとおりに対応する。

(紺清会計管理者)

資料2の指標に係る中間値、目標値の箇所の元号が平成になっているが、このままの表記で問題ないか。

(担当課1：星加産業振興課長)

令和に修正する。

(佐藤福祉部長)

社会情勢の変化に伴い、目標値も変動するものだと思うので、指標についても修正した方が望ましかったのではないか。

次回の見直しの際の課題としてもらいたい。

(太田議会事務局長)

指標における「中間値」という記載について、計画当初の中間目標値である旨を記載しないと、実績値だと誤って捉えられてしまうのではないか。

また、実績値についても、どこかに記載した方がよいのではないか。

(稲葉市長公室長)

現在の実績値は把握しているのか。

(担当課1：星加産業振興課長)

実績値も把握している。

掲載の仕方については、推進委員会会長とも協議の上、検討する。

(須田総務部長)

リセットして計画を仕切り直すのであれば、当初の計画策定時に設定した中間目標値を、今回の最終目標値にした方がよいのではないか。

元々、10年間で達成することを考えていた目標値を、5年後の目標値にするのは、非常に厳しいと思うので、検討してもらいたい。

(担当課1：星加産業振興課長)

検討する。

(稲葉市長公室長)

冊子にはしないとのことだが、議員への配布についても同様なのか。

(担当課1：星加産業振興課長)

議員の改選もあったことから、最近、当初計画の冊子を新しい議員に配布している。

配布時期が近いこともあり、見直し版という形で配布することを考えているが、修正内容が溶け込んだものを手刷りし、配布することも可能なため、併せて検討する。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）

【説明】

（担当課2：大瀧資源リサイクル課長）

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について説明する。

まず、策定の背景としては、第5次基本計画の期間満了に伴い、第6次基本計画を10年間の計画期間で策定するものである。

次に、主な変更点だが、1点目は和光市とのごみ処理広域化に対応した内容に見直していること、2点目はSDGsや上位計画等を踏まえた施策展開としていること、そして、3点目は食品ロス削減推進計画を新規に追加し、本編に内包していることである。

次に、計画におけるごみ減量化等の主な目標については、計画を推進する上での主要な指標として、ごみ排出量、1人1日当たり生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、リサイクル率、集団資源回収量の5つを設定している。

目標値の設定については、5年後までに排出量を減らし、その後の5年を横ばいにしている。

これは、5年後の令和10年度までは、ごみ処理広域化の新施設の処理能力に合わせて急激な減量としており、また、その後の5年間を横ばいとしたのは、人口推計上、人が増え続ける見込みを考慮して、実質、1人当たりの排出量を減らす目標を立てたためである。

（担当課2：木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐）

続いて、施策について説明する。

資料5が計画の本編だが、34ページから37ページまでは、和光市とのごみ処理広域化の事業内容について説明しており、37ページでは、広域化に伴い検討が必要な事項として、4市でのごみの分別基準の統一などを挙げている。

60ページでは、施策の展開について挙げており、リサイクルプラザについては、3Rの啓発を続けつつ、事業の内容が時代のニーズに合っているか見直しを行う旨を記載している。

61ページでは、ごみ収集の有料化の検討について記載があるが、これは国の交付金の要件の関係があるため、有料化するかどうかの検討は行うが、実際に有料化することについては現時点では考えていない。

70ページでは、災害廃棄物の処理ということで、災害廃棄物の備えについて、従前の取組を継続する内容としている。

72ページ以降は、食品ロス削減推進計画として、今回から新たに作成したものであるが、国の計画において、2000年から2030年までの間に食品ロスの発生量を半減させるという目標があり、その内容を本市に落とし込んだ内容としている。

説明は以上である。

【意見等】

（須田総務部長）

12月の議会において、リサイクルプラザのあり方等の具体的な見直しをするという話があったが、この計画では、認知度の向上や、展示内容の定期的な見直しなどの記述のみで、そのような内容が読み取れないが、どのように考えているか。

(担当課 2 : 大瀧資源リサイクル課長)

議会の答弁内容を考慮すると記述が足りていないことから、資料5の60ページの①にリサイクルプラザのあり方の見直しについて、②にフリーマーケット等の検討について記述を追記するなど、内容を改めたい。

(須田総務部長)

修正に際して、見出しなども変更をするのか。

(担当課 2 : 木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐)

見出しの「リサイクルプラザの認知度の向上」はそのままとしつつ、時代の流れを踏まえ、施設が有する機能の見直しも行っていくとして、見出しに内包するように修正したいと考えている。

(須田総務部長)

機能の見直しでは、認知度の向上と意味合いが異なり、内包することは難しいのではないかと。

(担当課 2 : 大瀧資源リサイクル課長)

修正の内容に合わせて、見出しの変更も検討する。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

今のクリーンセンターの機能は、いつから和光市に移る予定なのか。
また、建物の解体時期についても、分かる範囲で教えてほしい。

(担当課 2 : 木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐)

新しい和光市の施設は、令和12年度から稼働開始することを予定している。
建物の解体については、国の交付金が、新しい施設を建てる場合に解体の交付金が出る仕組みになっていることを踏まえ、時期を検討していきたいと考えている。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

機能が移り、建物が解体されることで土地が空くと思うが、その土地について、災害廃棄物の仮置き場という想定以外に、暫定的な活用などを検討する余地はあるのか。

(担当課 2 : 木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐)

クリーンセンターの施設のうち、焼却施設、粗大ごみ処理施設は用途を廃止し、かなりの面積が空くことになるが、ペットボトルなどの資源物の処理については、和光市の分も今の施設で処理を行う予定であり、施設全ての土地が空くわけではない。
空いた土地については、例えば、内間木公園と連携して、平常時には市民に開放できるようにするなど、総合的に検討していきたいと考えている。

(清水市民環境部長)

和光市との施設については、環境施設としての機能も予定している。
資料5の37ページにおいて、ごみ処理広域化に伴い検討が必要な事項をまとめているが、リサイクルプラザとのすみ分けという観点で記載内容を見直すか、事務局と検討する。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

- 3 第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（案）

【説明】

（担当課3：濱福祉部次長兼障害福祉課長）

第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（案）について説明する。

まず、計画の趣旨だが、障害のある人、障害のある児童等を取り巻く状況は、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化が進んでいる中、障害者総合支援法をはじめ、障害者差別解消法の改正などにより、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められている。

このような多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するため、平成30年3月に策定した、障害者基本法に基づく「第5次朝霞市障害者プラン」と、令和3年3月に策定した、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、「第6次朝霞市障害者プラン」及び「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」を策定するものである。

次に、計画の期間だが、第6次朝霞市障害者プランについては、令和6年度からの6年間、第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画については3年間としている。

次に、計画策定の主なポイントだが、内閣府が令和5年3月に第5次障害者基本計画を策定し、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実などが示されたことを受け、朝霞市障害者プランにおいても、差別解消の推進として研修の実施や相談、通報体制の充実を記載した。

また、権利擁護の取組の充実として、成年後見制度に関する施策を追加し、併せて、コミュニケーション支援の内容を見直し、情報アクセシビリティの充実、意思疎通手段の充実や手話通訳者の設置を施策として位置付けた。

障害福祉計画・障害児福祉計画については、厚生労働省・こども家庭庁から、令和5年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正告示され、福祉施設から一般就労への移行や地域における相談支援体制の充実・強化などが示されている。

上位計画である「総合計画」や「地域福祉計画」においても、相談支援体制の拡充は位置付けられており、今後重点的に取り組んでいくべき課題であると捉えているため、障害者基幹相談支援センターの設置による体制強化を目指していく。

次に、現状、課題の把握については、障害のある人や児童の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、アンケート調査やヒアリング調査を実施した。

アンケート調査は、全数調査として、18歳以上の障害のある人5,019人に配布し、回答率46.3%、障害児及び保護者806人に配布し、回答率38.3%、その他

障害福祉サービス事業者、団体に対して実施した。

ヒアリング調査は、アンケート調査で把握しきれない実態を直接聞くため、医療的ケアが必要な人や、重症心身障害児者、高次脳障害、強度行動障害など、31人の当事者及び家族に対して聞き取りを実施した。

また、市民や関係者の意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施し、19者から86件の意見があった。

次に、基本理念については、本計画で目指すべきものとして、朝霞市障害者プラン推進委員会において議論を重ねた結果、「誰もがお互いに尊重し合い 地域で共に生きる社会の実現」と決定した。

次に、基本目標と施策の方向性については、朝霞市障害者プランでは、基本目標として、「(1) 共生社会の実現を目指す」、「(2) 地域生活を充実し、社会参加を支援する」、「(3) 就労を支援する」、「(4) 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する」、「(5) 安心・安全な暮らしをつくる」の5つを掲げ、施策体系として、基本目標を達成するための具体的な施策を記載している。

朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画においては、障害福祉サービス等の適切な提供を推進するために基本目標を設定するほか、相談支援体制の充実・強化のための取組などに一部指標を追加し、また、活動指標として、事業ごとのサービス見込量等を定めている。

次に、計画の推進体制としては、朝霞市障害者プラン推進委員会の中で、計画の進捗状況の報告及び評価を行っていく。

最後に、計画書の字体については、ユニバーサルデザインフォントとし、スマートフォンのアプリに対応した音声コード「U n i - V o i c e」を貼り付けた上で、データでの納品を行い、職員による印刷、バインダーへの製本を行う予定である。

説明は以上である。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

【説明】

（担当課4：増田長寿はつらつ課長）

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について説明する。

本計画は、介護保険制度の始まった平成12年度から3年に一度、高齢者福祉計画と合わせて介護保険事業計画を見直し、その期間の介護保険料や方向性を定めるものとなっており、令和6年度から令和8年度までの3年間は、第9期の計画期間となっている。

本市の高齢化については、国や県と比較し、ゆっくりと進行していくものと推計されているが、着実に高齢化は進んでおり、その中でも、令和7年に団塊の世代が75歳以上になるなど、介護の必要性が高くなる可能性が高い、後期高齢者の割合の増加が見込まれる。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22年には、前期高齢者も再び増加し、65歳以上の高齢者人口は4万人を突破し、高齢化率は27%に達するものと見込んでいる。

その他にも、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、8050問題や老老介護など、高齢者を取り巻く課題は複雑・多様化している状況である。

このような状況の中、国の基本指針で「介護サービス基盤の計画的な整備」、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上」が見直しのポイントとして示されていることを踏まえ、本計画を策定している。

本計画書の作成上の狙いとしては、より多くの市民に読まれるよう、読みやすい分量とすること。

重点課題を設定することにより、これまでの取組から最も改善や強化の必要がある取組を明確にし、実効性のある計画とすること。

資料編に分析資料を掲載し、より深く読みたい方にも分かりやすい構成とすることの3点である。

本計画の第1章では、計画策定の背景や趣旨、第8期計画までの振り返りなどを行い、今後に向けた課題について確認している。

次に、第2章では、本計画の基本理念や基本目標、施策目標及び施策の方向性のほか、重点課題等について触れており、基本理念を「互いに支え合い いつまでも 自分らしく笑顔で暮らせるまち 朝霞」、基本目標を「地域包括ケアシステムの深化・推進 地域共生社会の実現」と設定している。

また、これまでの振り返りやアンケート結果から見えた課題などを踏まえ、施策目標を「介護予防・健康づくりの推進」、「見守り・生きがいくりの推進」、「本人と家族を支えるサービスの充実」、「高齢者支援体制の充実」の4つとし、それぞれに施策の方向性及び施策を設定している。

更に、これまでの計画で検討や見直し等が不十分であった課題をベースに、継続性を重視し、最も改善又は強化する必要性がある取組を明確にすることで、メリハリの効いた実効的な計画とするため、元気な高齢者を増やす取組として、「一般介護予防事業の強化」及び「高齢者の社会参加の促進」、地域ぐるみで高齢者を支える取組として、「在宅サービス基盤の充実」及び「重層的支援体制の整備」の4つを重点課題とし、それぞれに成果目標を指標として設定し、成果を測ることとしている。

次に、第3章では、介護保険料の算定手順や、厚生労働省が作成した地域包括ケア「見える化システム」に基づいて算出した、本計画期間中の介護保険サービスの利用回数や利用人数、介護保険給付費及び地域支援事業費の総額等の推計を掲載し、それらの推計値を基に、計画期間中に65歳以上の第1号被保険者が負担すべき介護保険料基準額を算定している。

その結果、介護保険料基準額は年額で78,600円、月額で6,550円となり、第8期の月額基準額5,700円と比較し、月額で850円の増額となっている。

第1号被保険者の保険料段階については、国が介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階を9段階から13段階に多段階化するとともに、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等で、所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料の上昇を抑制する見直しを行っていることを受け、本市においても、これまでの13段階から18段階に多段階化し、所得等に応じて、より負担の弾力化が図れるように設定している。

また、所得段階別の保険料率については、これまでも本市は第1段階から第4段階までを国基準より低く設定していたが、本計画でも踏襲し、低所得者に配慮した設定とし

ている。

次に、第4章では、計画推進に当たり、各種アンケートの実施、市民ワークショップの開催、活動団体へのヒアリング、市民懇談会やパブリック・コメントの実施等を踏まえ、多様な主体と連携しながら、重点課題ごとに設定した成果目標に基づいて進行管理をすることとしている。

最後に、資料9の62ページから73ページまででは、新たに市内6圏域ごとの特性をまとめた圏域カルテを作成するとともに、第8期計画に引き続き、全編をとおしてユニバーサルデザインのUDフォントを使用し、ページごとに「Uni-Voice」の二次元コードを印刷する予定となっている。

説明は以上である。

【意見等】

(堤田監査委員事務局長)

保険料が月額基準額で850円上昇しているが、上昇の要因として、給付費の伸び分と、単価改定分がどれくらいになるか、内訳が分かれば教えてほしい。

また、保険料段階の区切りとなる所得金額に変更があるが、この金額に設定した理由を教えてほしい。

(担当課4：矢板橋長寿はつらつ課介護認定係長)

保険料上昇の詳細な内訳までは今は把握していないが、要因として、給付の伸び自体で7.01%の上昇、また、国からの通知で、報酬改定の部分で1.54%を給付の伸びとして見込むこととされており、そのあたりが影響していると思われる。

(担当課4：増田長寿はつらつ課長)

段階の区切りとなる所得金額は国の基準に合わせているが、国の基準よりも細分化し、多段階化をしている。

(堤田監査委員事務局長)

資料9の55ページ以降、資料編の作りが雑ではないか。

例えば、62ページ以降の圏域カルテは、業務内容の欄に6圏域全て同じ説明が記載されているが、同じ内容でスペースを使うより、各圏域の特徴をまとめた方がよいのではないか。

また、76ページ以降の介護保険サービスの説明についても、ほとんどのサービスの説明の書き出しが同じになっているなど、説明が雑に感じるため、もう一度見直した方がよいのではないか。

(担当課4：矢板橋長寿はつらつ課介護認定係長)

圏域の業務内容については、各圏域で業務内容が同じものでなくてはならないという考え方や、市民は自身の圏域だけを見るのではないかという考え方もあると思うが、指摘のように他に載せるべきものがないか、審議会会長とも協議の上、検討する。

(担当課4：長尾長寿はつらつ課長補佐)

用語説明の記載内容については、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」から引用しており、国が示す説明と同様としているが、審議会会長とも協議の上、記載内容を検討する。

(担当課 4 : 増田長寿はつらつ課長)

資料編全体の作りが雑という指摘についても、同様に検討する。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

資料 9 の 28 ページに「施策 15 外出支援の充実」とあるが、公共交通の分野では運転手不足が生じ、現状維持がやっとの状況であり、拡大方向にはないため、「新たな外出支援策の検討」という取組を行うにしても、新しい給付を行うことしかできないと思う。

また、「バス・鉄道共通カードチャージ料の交付」という取組と分けて表記されており、この表記の仕方だと、両方の取組を行わなくてはならない印象を受けるが、2つの取組を統合して表記すれば、例えば、新たな外出支援策を始める代わりにチャージ料の交付をやめるなど、検討の余地を広げることができるのではないか。

(担当課 4 : 増田長寿はつらつ課長)

新たな外出支援策については、全国的に見ても全ての自治体で取り入れられるような解決策がない状況であり、こちらとしても課題として捉えている。

どのように記載するか、審議会会長とも協議の上、検討する。

(須田総務部長)

この計画は、いつの庁議に諮る予定か。

(担当課 4 : 増田長寿はつらつ課長)

今月の庁議に諮る予定である。

(須田総務部長)

新たな介護保険料は、介護保険条例の改正により決定するものと思っているが、条例改正前に計画が庁議で諮られることとなる。

その点を考慮し、庁議での説明の仕方や、計画を公開する時期をいつにすべきかなど、今後の流れについて、条例との関係を意識し、検討してもらいたい。

(担当課 4 : 増田長寿はつらつ課長)

了承した。

(清水市民環境部長)

資料 9 の 31 ページに、主な取組として「消費者被害の防止」があるが、新たに「相談事業連絡会」という庁内組織を立ち上げたため、その内容を盛り込んでもらいたい。

(担当課 4 : 増田長寿はつらつ課長)

担当課と調整する。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

5 あさか健康プラン21（第3次）（案）

【説明】

（担当課5：鈴木健康づくり課長）

あさか健康プラン21（第3次）（案）について説明する。

まず、計画策定の趣旨としては、日本の平均寿命は延伸を続けてきたが、同時に高齢化が進行し、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が課題となっている。

本市では、平成16年に「あさか健康プラン21」を策定し、市民の健康の保持・増進のための取組を進めてきたが、現行の第2次計画が令和5年度末で終了することから、現行計画の評価や市民健康意識調査の分析によって抽出した本市の健康課題の解決に向けて、また、引き続き市民の健康増進を図るため、第3次計画を策定するものである。

次に、計画の位置付けだが、本計画は健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、国の基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画として定めるよう努めることとされている。

なお、市町村における健康増進計画の策定は努力義務だが、埼玉県内では63市町村の全てで策定されている。

次に、計画期間と評価については、計画期間は令和6年度から令和18年度までの13か年であり、中間評価は計画開始後7年目となる令和12年度、最終評価は計画の最終年度となる令和18年度に実施する予定である。

次に、朝霞市の現状については、「健康寿命」は男女ともに埼玉県より長く、令和3年度では、県と比べて男性では0.14年、女性では0.16年長くなっている。

なお、埼玉県では、65歳になった人が要介護2になるまでの期間を「健康寿命」と定義している。

死亡の状況では、本市の死因の第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患で、いずれも生活習慣病と関連がある。

死因の1位から3位までの3疾病で、全死因の半数を占めており、南西部保健医療圏域である朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町で同様の状況である。

医療の状況では、国民健康保険加入者の令和4年度の年齢階級別の受診状況として、50歳以上では、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の受診者が増加しており、また、75歳以上の高齢者では、高血圧、糖尿病などの生活習慣病での外来受診が多い状況である。

健診の状況では、平成29年度から令和3年度までの各種がん検診の受診状況では、受診率はほぼ毎年度県平均を上回っており、また、特定健診の受診状況についても、平成29年度から令和4年度まで、いずれの年も県平均を上回っているが、どちらの検診も目標とした受診率を下回っている。

次に、前計画の評価だが、前計画の54指標76項目のうち、46項目で目標を達成又は数値が改善している。

目標未達成の項目は、「男性の脂質異常症の減少」、「血糖コントロール不良者の減少」等の生活習慣病に関する項目、「野菜摂取量の増加」、「運動習慣のあるこども」等の生活習慣の改善に関する項目である。

次に、健康課題については、健康の各分野の課題の整理をし、抜粋して資料に示している。

課題の多くは生活習慣病に関連していることから、生活習慣病の発症予防及び重症化

予防への取組が必要であり、また、健康の課題は壮年期以降に表出するため、それ以前のライフステージから、食生活、運動、休養などの健康の各分野への取組が必要である。

次に、計画の基本的な考え方についてである。

計画のビジョンについては、国では「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」としているため、本市では「全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な朝霞の実現」としている。

基本目標は、国の基本目標と同じく「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」とし、また、ビジョンや基本目標の実現に向けて、55の目標項目を設定している。

計画の体系については、国の目標項目の設定に沿って、8つの健康の各分野にライフコースアプローチの視点を加え、計画の体系としている。

次に、国の新たな視点と本市の取組については、国では5つの取組を新たな視点としており、特に「女性の健康」については、新規に項目が立てられ、「骨粗しょう症検診の受診率の向上」が目標として設定されたため、本計画でも目標として設定し、その他の新たな視点を計画に取り入れ、関連事業と紐付けて推進していく。

最後に、推進体制については、計画の策定及び評価に関しては、朝霞地区医師会、歯科医師会などの専門職を含む委員で構成される健康づくり推進協議会で事務を所掌し、また、各課で実施する関連事業の進捗状況を毎年度把握し、評価を行う。

目標項目の評価は、中間及び最終評価時点における、最新の公的統計データ及びアンケートで評価を行う。

説明は以上である。

【意見等】

(清水市民環境部長)

この計画は健康増進法に基づく努力義務という説明があった。

一方、市では、平成28年に健康づくり推進条例を制定しており、その内容は市の方向性に関わる条例であると考えているため、この計画も条例に基づく旨の記載があってもよいのではないかと思うが、どのように考えているか。

(担当課5：重田健康づくり課健康推進係長)

この計画は、国の健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であることが一番にあり、計画に定めている目標項目などについても、全て国が示す基本方針に基づいている。

(清水市民環境部長)

考えは分かったが、条例の位置付けについては部内で検討した方がよいのではないか。

(担当課5：重田健康づくり課健康推進係長)

指摘を踏まえ、検討する。

(清水市民環境部長)

資料13の55ページに「40歳以上の男性でほぼ毎日飲酒している者は、30～40%」という記載があり、59ページでは、「40代以上の男性はほぼ毎日飲酒している者が多く」という記載があるが、30～40%という割合で「多い」と表現することは適切か。

(担当課 5 : 小笠原健康づくり課健康推進係主任)

55 ページにおいて、飲酒の頻度についてのアンケート結果を掲載しているが、男性の40歳以上の年代については、「ほぼ毎日」と回答した者が30～40%台であり、他の選択肢の回答割合よりも多いことから、このように記載している。

(担当課 5 : 重田健康づくり課健康推進係長)

指摘を踏まえ、割合を表記するなど、表現の見直しを検討する。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

計画名の「21」は何を意味するのか。

(担当課 5 : 重田健康づくり課健康推進係長)

国の「21世紀における国民健康づくり運動」という名称が基となっている。

(益田上下水道部長)

例えば、佐久市における計画では、漬物文化があり、塩分摂取量が多いという分析結果を基に、改善する計画を策定していることがあったが、この計画は、国の基本方針に準じたものとするを原則として、朝霞市の現状や課題を分析し、対策を講じるという考え方で策定しているのか。

(担当課 5 : 重田健康づくり課健康推進係長)

資料13の108ページ以降に、国の基本的な方針による目標値が示されているが、既に朝霞市として達成できているものについては、目標値を更に高く設定するなどしており、また、朝霞市の特徴となっている課題については取組を重点化するなど、朝霞市の現状等に合わせて策定している。

(堤田監査委員事務局長)

この計画で使われている、65歳になった人が要介護2以上になるまでの期間を表す「健康寿命」と、保険年金課のデータヘルス計画で使われている、0歳から要介護2以上になるまでの期間を表す「平均自立期間」という類似する指標について、それぞれの計画で基となるデータが異なるため、単に平均自立期間から65を差し引いても、数値が一致しない。

数値を一致させる必要はないと思うが、それぞれがどのようなデータを用いているか、担当課同士で話し合い、一致しない理由を説明できるようにした方がよいのではないか。

(担当課 5 : 重田健康づくり課健康推進係長)

以前にも、医療費に係る数値が異なっていたため、用いているデータを保険年金課に確認をしたことがあるが、それによると、国民健康保険に係る計画では、今年度の策定分から、必ずKDBシステムというシステムの数値を使うことになった結果として、両計画で数値が一致しない。

今の指摘の部分を含め、改めて保険年金課に確認する。

(佐藤福祉部長)

UDフォントは使用しているか。

(担当課 5 : 重田健康づくり課健康推進係長)
使用している。

【結果】

指摘のあった内容について必要に応じて修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

6 第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）

【説明】

(担当課 6 : 河田保険年金課長)

第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）について説明する。

まず、計画の趣旨については、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画として、データヘルス計画を策定するものとしている。

また、保健事業を実施する上で、中核となる特定健康診査等の実施方法を定める「特定健康診査等実施計画」を本計画の第5章に内包して策定している。

次に、計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としている。

次に、本計画の特徴及び前期計画との変更点については、国が改定した手引きに基づき、都道府県レベルで標準化された「共通様式」により、各保険者と比較しやすいように、指標を統一したものとしている。

また、データ分析についても、国の手引きにより、国保データベースシステムを用いて算出することとなっているため、そのデータベースシステムを活用している。

次に、計画の構成については、健康課題の抽出、計画全体における目的、目標を達成するための個別保健事業、特定健康診査及び特定保健指導の実施、計画の評価、見直しなど、共通様式に準じた構成としている。

次に、計画全体における目的については、健康寿命の延伸及び医療費適正化を目指すものとしている。

なお、個別の保健事業の実施内容については、資料14の6にまとめている。

最後に、第2期の計画における健康・医療情報等の主な分析結果についてだが、本市における「1人当たり医療費」は、国や県と比較すると低い水準となっており、要因として、高齢化率が国及び県よりも低い状況であるためであると分析している。

説明は以上である。

【意見等】

(神頭生涯学習部長)

資料14の2ページ目に、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進事業」の目的として、「薬剤費の伸びを抑制」という記載があるが、保健関係において「抑制」という表現は、受診の抑制という意味合いがあり、適さない表現だと思うので、「軽減」などの表現を用いてもらいたい。

また、背景・課題では、数量シェア率が「県内市町村平均を下回っている」と記載され

ているが、資料15の34ページで実際の数値を見るとほとんど差はないため、「ほぼ平均である」というような表現でもよいのではないか。

(担当課6：河田保険年金課長)

「抑制」という表現については、意見を踏まえ修正する。

数量シェア率に係る記載は、先日も医師会、歯科医師会に対し、ジェネリック医薬品の積極的な使用をお願いしており、また、担当課としても割合を高めていきたいという思いがあったためにこのように記載したが、表現を検討する。

(益田上下水道部長)

資料14を見ると、計画の趣旨として、「あさか健康プラン21と調和のとれたもの」という記載があるが、健康課題の抽出などにおいて、どのように調和をとったのか。

また、計画の規模感として、あさか健康プラン21の方が対象者は多く、こちらの計画はその中で、国民健康保険に加入している者が対象となるという捉え方でよいのか。

(担当課6：岡保険年金課保健事業係長)

調和のとり方としては、国民健康保険被保険者の疾病の状況等について、健康づくり課と設けている打ち合わせの場において、常に情報交換を行っているところである。

また、生活習慣病の重症化予防が重要であるという健康課題の抽出及びその後の取組、健康寿命の延伸という目的などについては、あさか健康プラン21と同様になっている。

(担当課6：河田保険年金課長)

あさか健康プラン21は、国民健康保険のデータベースだけではなく、他のデータも用いている計画であるが、こちらの計画は、国民健康保険のデータベースのデータのみを用いて、国民健康保険の加入者に限定した評価等を行っている。

(益田上下水道部長)

その部分について誤解のないよう、計画の前段などにおいて、説明してもらいたい。

国民健康保険加入者と全体を比較したときに、何か傾向はあるか。

(担当課6：河田保険年金課長)

一人当たりの医療費については、高齢者の割合が多くなる国民健康保険加入者の方が高くなる傾向がある。

なお、「調和」という表現の他に、「整合性」という表現を用いることも考えたが、全体としてのバランスを取り、あさか健康プラン21も意識しながら計画を作っているという意味合いで、「調和」という表現を用いている。

(益田上下水道部長)

あさか健康プラン21は全体が対象となるため、国民健康保険加入者についても内包されている計画だと思うが、国民健康保険に特化した計画を作ることにどのような意味があるか。

(担当課6：岡保険年金課保健事業係長)

この計画は、国民健康保険被保険者の実際にかかった医療の状況、健診結果等を連携したデータを基にしており、国民健康保険被保険者に特化した、地域特性に合った保健事業をするための計画として、もう一步踏み込んだ詳しい内容となっている。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

先ほど、ジェネリック医薬品に係る質疑があったが、ジェネリック医薬品の目的として、被保険者の負担軽減という考え方もあれば、それを併記してはどうか。

(担当課6：河田保険年金課長)

意見を踏まえ、検討する。

(須田総務部長)

前期計画からの変更点にはどのようなものがあるか。

また、資料15の1ページに、「後期高齢者医療被保険者の健康づくりも見据えた計画の策定」との記載があるが、この内容は資料14の3にまとめられている前期計画との変更点として明記しないのか。

(担当課6：岡保険年金課保健事業係長)

変更点としては、新たな取組内容として、特定健康診査の受診率向上のため、個人の特性に合った受診勧奨を行うことを明記し、また、特定健康診査の健診の項目や、問診票の関係について、国の手引きの改正に合わせて変更している。

後期高齢者医療の関係については、資料15の78ページに、新たに項目を立~~て~~てて情報を追加している。

(須田総務部長)

この計画が何に重点を置いており、前期計画から実績を踏まえて何を変更したかなど、要点を把握しやすいよう、資料14の3に盛り込んでもらいたい。

(担当課6：河田保険年金課長)

意見を踏まえ、修正する。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

7 朝霞市空家等対策計画（案）

【説明】

(担当課7：細田開発建築課住宅政策係長)

朝霞市空家等対策計画（案）について説明する。

まず、法的な位置付けだが、本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項の規定に基づき策定するものである。

次に、策定に当たっての背景や目的についてだが、令和元年度に行った「空き家等実態調査」において、市内の空き家の数は535件、また、現地調査で最も状態が悪いD判定となった空き家は27件という結果となり、そのうち13件は、令和6年1月末時点で、いまだ改善に至っていない状況である。

現在の空き家対策としては、「空き家ワンストップ無料相談窓口」や「空き家バンク制

度」などを運用しているほか、管理不全の空き家に対しては、改善措置を講じるよう通知等を送付しているが、反応がなく、改善がなされないケースや、所有者や法定相続人の該当者が判明しない「所有者不明空き家」への対応が困難なケースがある。

令和5年12月に施行された「改正空家等特措法」では、「倒壊等のおそれのある危険な空き家である特定空家」に至る前の段階の「管理不全空家」に対する指導・勧告措置や、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外される等、空き家の発生抑制や除却に関する施策が取り入れられている。

このような背景から、「D判定空き家」や「対応困難な空き家」を無くすことを目標に、管理不全な空き家にしないための対策を進めるため、本計画案を策定した。

次に、計画内容について説明する。

本計画案は、第1章は計画の策定の背景等の概要、第2章は空き家実態調査の結果等に基づく現状と課題、第3章は現状を踏まえた空き家対策の基本方針、第4章は基本方針に合わせた具体的な施策という構成とし、「空家特措法」第7条第2項において定めることとされている9つの項目を、本計画案に全て盛り込んでいる。

第1章は、計画策定の背景等の概要となっており、計画期間を5年としている。

第2章では、令和元年度に実施した空家等実態調査の結果等に基づく現状と課題として、空き家ではあるが市場に流通しておらず、管理不全な空き家になりやすい住宅が増加傾向を示す結果となっていることから、その対策・対応の必要性等について記載している。

第3章は、第2章の現状から見える課題を踏まえた「空家等対策の基本方針」である。

空き家の状態に合わせた対策を行うため、「予防・発生抑制」、「活用促進」、「適切な管理」、「措置」という4つの基本方針を掲げ、空き家の状態に合わせた施策を進めることとしており、また、実施体制についても記載している。

第4章では、4つの基本方針に合わせた具体的な施策項目を挙げ、各項目の実施事項等について、また、基本方針の「措置」の具体的な施策として、「管理不全空家等」、「特定空家等」への対応について記載している。

周囲への悪影響が著しいにも関わらず、改善措置通知等に反応せず、改善を行わない空き家等については、今後、「管理不全空家等」や「特定空家等」と指定し、指導や勧告等を行うほか、調査を尽くしても所有者や法定相続人が不明である空き家については、「財産管理制度」を活用した手続を進めることを明示している。

今後、当該計画案に基づき、これまで対応が困難であった空き家への対応を着実に進めていきたいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(須田総務部長)

「財産管理制度」とは、どのような制度か。

(担当課7：細田開発建築課住宅政策係長)

土地・建物の所有者の調査を尽くしても、相続人や所有者等が分からない場合に、市が裁判所に申し立てを行い、当該の土地・建物の管理人を選任してもらう制度である。

(須田総務部長)

計画内に制度の内容について説明がないため、記載してもらいたい。

(担当課 7 : 細田開発建築課住宅政策係長)
指摘のとおり対応する。

(須田総務部長)

資料 17 の 20 ページを見ると、庁内連絡会の所掌事務として、空き家等が管理不全になることを防止するなど、具体的な事務が挙げられている。

庁内連絡会は、それぞれの分野から各担当が知識や情報を持ち寄り、連絡をする体制であって、具体的な事務は事務局が所掌するものだと思うが、どのように考えているか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

資料 17 の 20 ページには、庁内連絡会が所掌する事務として、条例の施行規則上で定められているものを記載している。

これらの事務について、庁内連絡会では協議、連絡、調整を行い、実際に事務を行うのは事務局になると考えているが、32、33 ページに示すとおり、重要な案件については、庁内連絡会において検討していくものと位置付けている。

(須田総務部長)

庁内連絡会において情報を共有し、必要な役割を関連課で行うとしても、主体となるのは開発建築課であって、庁内連絡会が事務の実施主体になるという記述には疑問がある。

事務の主体となるどころ、協力すべきところで、それぞれの役割を分けて記載した方がよいのではないか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

限られた予算の中で、どの管理不全空家から対応していくべきか、庁内連絡会において協議を行うという意図があつての記載だと思うが、事務局の役割と、庁内連絡会の役割を整理して、分かりやすく記載してはどうか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

それぞれの役割を整理し、明記する。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

朝霞市は土地が高く、財産価値が高いため、基本的には建物自体に価値がなくとも土地の需要はあるのではないかと思うが、管理不全空家にまでなってしまう建物や、土地の特徴はあるか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

実績として、土地が道路に接する距離が、建物を建てるために必要とされる 2 メートルに足らず、建て替えができないような土地にある建物が老朽化していくことがある。

そのような状況で、建物の管理者が亡くなり、相続人もいなくなると、管理不全空家になってしまう。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

資産価値がない土地にある建物が、管理不全空家になりやすいということか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)
そのとおりである。

(毛利危機管理監)
計画期間を5年間としたのはなぜか。

(担当課 7 : 高麗開発建築課住宅政策係主任)
資料17の2ページにも記載されている「住宅・土地統計調査」が5年に1回の調査であり、計画の中でも調査の数値を用いていることから、調査の流れに沿っていること、また、他の自治体においても同様に5年間としているものが多いことから、5年間と設定している。

(毛利危機管理監)
5年間で空き家を無くすなど、具体的な目標は設けないのか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)
朝霞市の空き家対策は、空き家であったとしても適正に管理がされていればよいという考え方であり、抽象的ではあるが、管理不全空家を無くす、ということが目標である。

(須田総務部長)
通常、計画期間は、何かを達成するために設ける期間であるが、空き家というのは放置していれば発生してしまうものであり、目標値の設定が難しいことは理解できる。
しかし、目標値を設定しないのであれば、計画期間を5年で区切らず、10年、15年などに設定し、内容を見直す必要が生じた時に更新するという方法もあると思う。
また、資料17の1ページに、「空き家等実態調査」の結果として計画を策定するとあるが、今後も実態調査を続けていく予定があるのであれば、実態調査を基に実績を確認した方がよいのではないかと。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)
実態調査においてD判定となった空き家27件のうち、14件が改善され、徐々に減ってきており、また、市民からの空き家に関する通報が毎年30件ほど寄せられているが、そのうち3分の1は改善に至っている。
その毎年の通報内容から、ある程度の実態が把握できると見込んでいるため、実態調査を直ちに行う必要はないと考えているが、今後、必要が生じた時には実態調査を行い、計画を見直していく考えである。

(麦田こども・健康部長)
この計画は法律に基づいているとのことだが、策定は義務なのか、努力義務なのか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)
計画期間を定める、ということは義務であるが、計画期間については定めがない。
国が示すモデル計画では、計画期間を5年とした場合、住宅・土地統計調査を参考に見直すこととされているが、実態調査を5年ごとに行うことまでは記載がない。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

総務部長の指摘のとおり、計画期間を5年間ではなく、10年間などに設定し、必要に応じて見直すこととしてもよいのではないかと。

(担当課7：村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

意見を踏まえ、検討する。

(益田上下水道部長)

今年の4月から、相続登記が義務化されると思うが、そのことについてパンフレット等を配り、計画においても言及した方がよいのではないかと。

(担当課7：村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

例年、納税通知書を発送する際に、空き家に関するチラシを同封しているため、今回の計画策定のことや、財産管理制度のこと、登記法改正の内容などを追加できないかと、担当課と調整する。

また、計画内への記載についても、意見を踏まえ検討する。

(清水市民環境部長)

資料17の20ページの(2)に、外部の学識経験者等を含めた組織体制の整備について記載があるが、これはどのような運用を想定しているのか。

また、今回の計画は特措法に基づくものとのことだが、市の空き家条例との関係はどのようなになっているのか。

(担当課7：村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

庁内連絡会において、管理不全空家の指定や指導まで、また、特定空家の認定や指導までを行っても改善が見られず、勧告等の不利益処分を検討する必要性が生じた際に、外部の建築士や弁護士等を含めた委員会を立ち上げることになるかと考えている。

条例と法律の関係としては、条例では助言、指導、勧告、公表までだが、特措法では行政代執行まで手続を行うことができる。

特措法に関する処置、処分を念頭にするような物件については、特措法の手続を行い、管理不全にならないような物件については、空き家条例に基づき手続を行うこととなるが、今後、条例と法律の齟齬を埋めるような条例整備についても、検討しなければならないと認識している。

(清水市民環境部長)

この計画について、条例との関係性が分かりづらいので、整理しておいた方がよいと思う。

(担当課7：村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

了承した。

(須田総務部長)

この計画は特措法に基づくもので、条例とは直接関係しないものなのか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

この計画は、特措法の規定に基づき策定しているが、計画の中の業務については、庁内連絡会など、条例に基づくものも活用できるようにしている。

(清水市民環境部長)

どこまでが条例に基づく手続で、どこからが法律に基づく手続なのか、明記することが必要だと思う。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

空き家に関して、特措法の助言・指導でも、条例の助言・指導でも、相手にとってみれば変わらないものである。

空き家が管理不全になることが明確であれば、特措法による手続を進めることになると思っている。

こちらが使い分けをする上で分かりづらいことが課題になっており、整理の方法としては、条例を特措法に基づく条例にすること、特措法の条文を読み替えるという、所沢市のような条例にすることが考えられるが、事務の運用自体はそれぞれの法律、条例でできるとしている。

この計画があることにより、財産管理制度を使う時に必要な家庭裁判所への予納金について、不動産が売れず、回収ができないときには国庫補助が受けられ、また、空き家の除却や、利活用のための市の補助制度がある場合にも補助金が交付されるため、この時期に計画を策定している。

(須田総務部長)

「空家」の表記について、条例では「空き家」と表記されているので、統一した方がよいのではないかと。

(担当課 7 : 高麗開発建築課住宅政策係主任)

特措法における定義では「空家」となっているため、法律的な話をする際にはその表記に合わせている。

この計画についても、法に基づくものであることから、「空家」と表記している。

(須田総務部長)

資料 17 の 1 ページの図において、空き家条例と整合を図るとあるが、表記が統一されていないため違和感がある。

(太田議会事務局長)

「空き家条例」との記載は、正式名称にしないのか。

(担当課 7 : 村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

表記の仕方について検討する。

(佐藤福祉部長)

資料 17 の 2 ページでは、計画期間が令和 6 年度から 10 年度と記載があるが、表紙では表紙は令和 6 年 2 月から令和 11 年 1 月となっている。

(担当課 7 : 細田開発建築課住宅政策係長)
修正する。

(佐藤福祉部長)
UDフォントは使用しているか。

(担当課 7 : 細田開発建築課住宅政策係長)
使用している。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】